

特別定額給付金の効果とコロナ禍での 生活困窮者支援のあり方

宮本恭子

Kyoko Miyamoto

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長期化し、国民の生活を直撃している。2019年12月、中国湖北省武漢市で初めて感染が明らかになった新型コロナウイルスは、瞬間に世界各国に感染が広がった。感染拡大を防ぐため、各国政府ともに厳しいロックダウン（都市封鎖）や入国制限措置を導入したことから、人とモノの移動が世界的に停滞し、経済に深刻な打撃を与えている。

米国の4月の失業率が14.8%と、新型コロナウイルス流行前の1月の3.5%と比べ、10ポイント以上悪化するなど、各国の主要経済統計を見てもその経済的なインパクトが極めて大きいことがわかる¹⁾。リーマンショックをはるかに上回り、世界経済は1920年代に始まった大恐慌に匹敵する危機に見舞われている。

今回のコロナショックは、各国政府がロックダウンをはじめとする厳しい活動制限措置を実施することで感染拡大には歯止めがかかり、パンデミックによる初期の大きな混乱は収まり始めたかに見えた。しかしリーマンショックに比べて難しいのは、その後財政出動を一気に増やし、経済活動を再始動させると、第2波、第3波の感染拡大を招いてしまう恐れがあることであり、それがすでに現実のものとなっている。当面は『感染拡大の防止』と『経済の再開』を天秤にかけ、行ったり来たりを繰り返す状態が続く可能性がある。その間、経済

活動の規模はコロナ前を大幅に下回る状態が続くであろう。企業は固定費があるので、収益が上がりなければ赤字が続く。事業縮小や雇用調整の圧力が長期化することを想定せざるを得ない。それが今回の厳しさである。

コロナショックの産業界への影響は部門ごとに異なる。最も深刻なのは、入国制限措置やロックダウン（都市封鎖）、外出自粛要請などの影響を直接的に受けている航空産業やホテル・旅館、外食産業、個人向けサービスなどだ。日本では、厚生労働省によると、今月6日の時点でコロナ関連の解雇・雇い止めは見込みも含め、8万人を超えた²⁾。派遣やパートなど非正規で働く人が半数近くを占める。2021年の年明け以降、2度目の「緊急事態宣言」が11都府県（対象都府県）に再発令され、雇用情勢はさらに悪化しそうだ。

生活困窮者の相談を受けている自治体の「自立相談支援機関」には、緊急事態宣言が出された昨年4月から9月にかけて、前年同期の3倍に当たる計39万件余りの新規相談が寄せられた³⁾。自立相談支援機関は「生活保護に至る手前の新たなセーフティーネット」の一環として、2015年度から福祉事務所のあつちある都道府県や市町村が設置している。就労や家計、子どもの学習への影響など、さまざまな相談を聞き取り、生活困窮から脱するため利用できる公的な制度を紹介したり、支援計画を立てたりする。毎月の相談件数は例年、1万5千～2万8千件程度だったが、昨年4月に9万5214件に急増した。8月と9月はいずれも5万件を超え、その後も月5万件前後で推移している⁴⁾。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、営業・操業休止により景気が急速に悪化したため、政府は、家計を直接支援する緊急支援策を相次いで打ち出した。政府は雇用調整助成金を活用して雇用を維持するよう企業に呼び掛け、生活支援費の融資や住居確保給付金の支給も延長するなどして、家計を支える特例措置も拡充した。なかでも、4月末の第1次補正予算に盛り込まれた国民一人当たり一律10万円の「特別定額給付金」はその規模の大きさから注目された⁵⁾。

緊急事態宣言が7都府県に出された4月初旬時点では、収入が激減した世帯に限って1世帯当たり30万円の給付を行う方針が打ち出されていた。もっとも、①要件が依然として複雑すぎ、事務処理に時間がかかり給付が遅くなる、

②「世帯主収入」を基準とするため、「配偶者収入」の減少が打撃となる共働き世帯が救済されにくい、③世帯当たりの一律給付では、世帯人数の多い世帯に不利、などの批判が強まったため、最終的には全国民一律10万円の支給となった⁶⁾。

特別定額給付金というのは、緊急事態宣言を全国に拡大したという状況を踏まえて簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計の支援を行って、我々が連帯して国難を乗り越えていくためのものというのが2020年4月時点の、特別定額給付金を出したときの大前提である。もともとは新型コロナで厳しい環境に陥った人を支援する制度であったが、それでは選別が大変で給付までに時間が掛かることから国民一律としたという経緯がある⁷⁾。給付にあたっては、事務処理の混乱などのトラブルが問題視される一方、新型コロナで厳しい環境に陥った人を支援する制度となり得たのか、国民一人当たり一律10万円の「特別定額給付金」の規模・対象範囲等のあり方についてはあまり議論されないままになっている。

2度目の緊急事態制限が発出されたことで、家計を直接支援する緊急支援が視野に入ってくる。特に年度末の決算時期を迎えて事業者の中にも事業継続の可能性を検討したり、大規模なリストラ、雇用契約の見直し（雇い止め）などを行う事業者も多く想定される。民間調査会社の調査によると、コロナ禍の収束が長引いた場合の飲食店の「廃業検討率」は37.8%で最多である⁸⁾。政府は雇用調整助成金の活用などを事業者に呼びかけているが、そのような中でも、既にコロナによる解雇や雇い止めが8万人を超えていることを踏まえれば、国民一人一人の生活をバックアップするための緊急支援策はさらに強化すべきであろう。そのなかで、再び特別定額給付金の再支給などの議論が浮上してくる可能性もある。

この特別定額給付金は、1回限りの予定であるが、危機が長引けば生活支援の議論が盛り上がる可能性もあり、現金一律給付の効果に大きな関心を寄せる必要がある。そこで以下では、一律10万円の「特別定額給付金」がどのように使われたのかと、消費を下支えする効果はあったのか、また緊急支援を真に

必要とする世帯はどの程度存在したのかを整理・検討したうえで、本当に困っている人に支援が行き届くための、今後の家計支援のあり方についての課題を考察する。その目的を遂行するために、連合島根と共同で、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別定額給付金に関する緊急アンケート調査」を実施した⁹⁾。この調査結果をもとに検証する。

Ⅰ. 「特別定額給付」の使途と世帯支出に与えた影響

1. 調査の概要

(1) 調査の趣旨・目的

新型コロナウイルスの感染拡大は、我が国の経済活動の停滞を通じて雇用・就業に多大な影響を及ぼすことが懸念されている。緊急事態宣言が解除されて、経済再開に向けて動きつつあるが、感染対策は続き、社会がすぐにコロナ以前の姿に戻るかは見通しにくいといえる。今後の見通しが立たない中で、労働者が直面している困難を把握し、今後に備えていくために対応すべき課題について明らかにすることを目的に、緊急アンケート調査を実施した。

(2) 調査の対象と方法

1) 調査対象

本調査の対象は、連合島根組合員31,000名である。

2) 調査方法

2020年6月15日から30日にかけて、連合島根組合員を対象に、Google フォームを使った Web アンケートを実施した。連合島根が各構成組織代表者と各地協議長・事務局長宛に依頼文書を出し、各構成組織から単組・支部の組合員へ取り組み要請をするよう依頼した。送付組織は、オブザーバーを含む25構成組織である。組織名はホームページを参照のこと (wsl.jtuc-rengo.or.jp/shimane/about/org-list/)。

3) 調査期間

2020年6月15日（月）～6月30日（火）

4) 回収結果

アンケート調査の回答数は1,113件となった。

2. 結果概要

調査票の各項目の集計結果を、単純集計やクロス集計及び自由回答記述一覧等によって示す。クロス集計表は、回答者の属性の集計である。自由回答記述は、自由回答を分類し、記述している。また、回答の主旨を損なわない範囲で、文章を整えている部分がある。なお、パーセンテージは小数点以下を四捨五入している。

(1) 回答者の属性：単純集計

回答者のプロフィールは以下のとおりである。

1) 年代：回答者1,106名

表1 年代

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代～	総計
人数（名）	14	266	241	353	196	36	1,106

2) 性別：回答者1,104名

表2 性別

性別	男性	女性	総計
人数（名）	845	259	1,104

3) あなたは結婚していますか。：回答者1,105名

表3 婚姻状況

結婚	既婚（配偶者あり）	既婚（離別一死別）	未婚	総計
人数（名）	698	40	367	1,105

4) あなたには子供がいますか。：回答者1,107名

表4 子どもの有無

子供	いる（同居）	いる（別居）	いない	総計
人数（名）	539	105	463	1,107

5) 就業形態：回答者1,097名

表5 就業形態

終業形態	正社員	非正社員	派遣	その他	総計
人数（名）	974	105	2	16	1,097

6) 世帯全体の年収（税込み・一時金込み）：回答者1,102名

表6 世帯全体の年収

年収	0～199万円	200～299万円	300～399万円	400～499万円	500～599万円
人数（名）	27	85	132	145	156
年収	600～699万円	700～799万円	800～999万円	1000～1199万円	1200万円～
人数（名）	135	126	154	85	57

7) 職場の業種：回答者1,058名

表7 業種

職業の業種	農業、林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・水道
人数（名）	9	0	0	102	53	305
職業の業種	情報通信業	運輸業	卸売業・小売業	金融・保険業	不動産業	学術研究他
人数（名）	53	100	35	150	2	7
職業の業種	宿泊業・飲食店	生活関連サービス業	教育学習支援業	医療・福祉	サービス業	公務
人数（名）	4	4	3	26	75	183

(2) 特別定額給付金の用途について

1) あなたは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別定額給付金10万円を申請しましたか（申請する予定も含む）。：回答者1,104名

回答者の99%は特別定額給付金を申請している。申請していない1%（8名）であった。ほぼ全員が申請予定、申請している状況である。

表8 特別定額給付金の申請状況

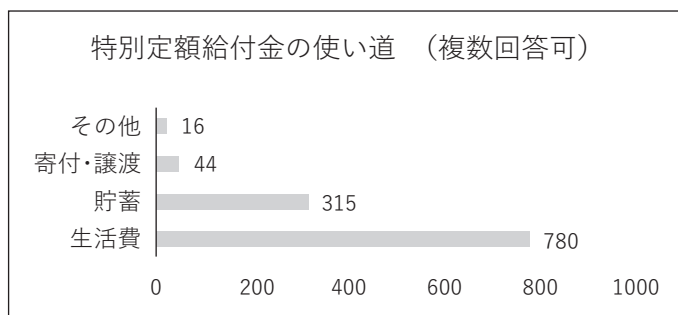
申請したか	はい	いいえ	総計
人数(名)	1,096	8	1,104

2) 特別定額給付金の使い道について、当てはまるものを選択してください。

特別定額給付金の使い道は、生活費が最も多く、1104名中780名であった。次に、貯蓄で、1104名中315名であった。寄付・譲渡は1104名中44名であった。「その他」の回答(16名)は、旅行(7件)、趣味(5件)、買い物(4件)、娯楽費(3件)、免許取得(3件)、投資(3件) 納税(2件)、保険(2件)、嫁にとられた(2件)、家電製品購入(2件)、自己投資(1件)、普段変えないものの購入に充てる(1件)、地元飲食店での飲食(1件)、学費(1件)、地域貢献活動の支出(1件)、地元企業応援(1件)、葬儀代(1件)、感染症対策準備と旅行(1件)、車検(1件)、町内消費(1件)」などであった。税金や社会保険料などの固定費に支出する者も見られた。

給付金の3割程度が貯蓄、7割程度が生活費として消費へ回った。つまり特別定額給付金による消費増加効果は7割程度であり、同程度の消費押し上げ効果が期待される一方、3割程度が貯蓄に回ってしまい、せっかく給付したのに、特別定額給付金の3割程度はそのまま使われてないという結果であった。

図1 特別定額給付金の使途



3) 今回給付される「1人当たり10万円」という金額は、適正だと思いますか。:

回答者1,083名

特別定額給付金の「1人当たり10万円」という金額の妥当性には、意見に大きく違いがある。「適正だと思う」59%、「少ない」24%、「多い」6%である。

自由記述によると、「適正だと思う」理由には、全員に一律給付するなら多すぎず少な過ぎずだと思う、とりあえずの生活費には十分、長期化も考慮したら妥当、収入は減らなかったのもらえてありがたい、などがみられる。「少ないと思う」理由は、収入減・支出増に見合わない、収入減の長期化には生活費をまかなえない、10万円では足りないくらい生活に影響が出ている、などである。「多いと思う」理由は、収入に変化はないから、一律ではなく真に必要な人に多めに給付すべき、給与が減ることのない公務員に支払う必要はない、後の国民負担が心配、などである。

今回の一律給付金は経済対策よりも生活保障の役割が期待されるが、「1人10万円」という金額では少ないと回答した収入減の世帯（回答者の24%）への所得補償としては、不十分であることがうかがえる。

表9 特別定額給付金の金額の妥当性

金額は適正か	適正	多い	少ない	その他	総計
人数(名)	640	64	261	118	1,083

3. プロフィールと特別定額給付金への影響の関連

表10、11、12は、プロフィールと特別定額給付金のクロス表である。これらの表から、「20代」（34.9%）や新型コロナウイルス感染拡大の影響で就労状況に「特に変化なし」（74.9%）では、特別定額給付金を消費していない割合が高いことから、若年層や就労状況に変化がなかったケースに対しては、一律の給付金の効果がやや薄い様子が見られる。

仕事が減った世帯（19.9%）や、収入減の世帯（24.5%）では、10万円という金額では少ないと回答しており、新型コロナウイルス感染拡大によって仕事が

表12 特別定額給付金と就業状況・収入

	特別定額給付金の使い道について、当てはまるものを選択してください(複数回答可)					今回給付される「1人当たり10万円」という金額は、満足だと思いますか。				
	生活費	貯蓄	吉附・遊説	納税	その他	満足	多い	少ない	その他	無回答
調査：コロナウイルス感染拡大の影響や経済状況に反応はありましたか。(複数回答可)										
特になし	554 (71%)	236 (74.9%)	32 (74.4%)	6 (54.5%)	106 (76.3%)	494 (76.7%)	49 (76.6%)	182 (69.7%)	77 (67.5%)	18 (60%)
休業している	11 (1.4%)	5 (1.6%)	0 (0%)	1 (9.1%)	1 (0.7%)	8 (1.2%)	1 (1.6%)	4 (1.5%)	1 (0.9%)	0 (0%)
仕事が減った	109 (14%)	40 (12.7%)	3 (7%)	2 (18.2%)	8 (5.8%)	62 (9.6%)	2 (3.1%)	52 (19.5%)	15 (13.2%)	1 (3.3%)
家庭の事情で仕事ができなくなった・できにくくなった	12 (1.5%)	5 (1.6%)	1 (2.3%)	0 (0%)	0 (0%)	8 (1.2%)	1 (1.6%)	1 (0.4%)	1 (3.5%)	0 (0%)
在宅勤務となった	90 (11.5%)	35 (11.1%)	4 (9.3%)	2 (18.2%)	15 (10.8%)	63 (9.8%)	8 (12.5%)	31 (11.9%)	9 (7.9%)	6 (20%)
その他	48 (6.2%)	15 (4.8%)	5 (11.6%)	0 (0%)	13 (9.4%)	35 (5.4%)	4 (6.3%)	10 (3.8%)	15 (13.2%)	0 (0%)
合計	824 N=780	336 N=315	45 N=43	11 N=11	143 N=139	670 N=644	65 N=64	280 N=261	121 N=114	25 N=30
収入に変化はありましたか。										
特になし	647 (82.9%)	278 (88.3%)	39 (90.7%)	9 (81.8%)	124 (89.2%)	573 (89.7%)	56 (87.5%)	195 (74.7%)	98 (86%)	18 (70%)
収入が減った	125 (16%)	34 (10.8%)	0 (0%)	2 (18.2%)	8 (5.8%)	62 (9.6%)	6 (9.4%)	64 (24.5%)	12 (10.5%)	2 (6.7%)
収入が増えた	5 (0.6%)	2 (0.6%)	4 (9.3%)	0 (0%)	4 (2.9%)	6 (0.9%)	2 (3.1%)	2 (0.8%)	2 (1.8%)	1 (3.3%)
その他	3 (0.4%)	1 (0.3%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (2.2%)	2 (0.3%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (1.8%)	0 (0%)
無回答	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	6 (20%)
合計	780 (100%)	315 (100%)	43 (100%)	11 (100%)	139 (100%)	644 (100%)	64 (100%)	261 (100%)	114 (100%)	30 (100%)
特別定額給付金の使い道について、当てはまるものを選択してください(複数回答可)。										
生活費	780 (100%)	134 (42.5%)	23 (53.5%)	5 (45.5%)	29 (20.9%)	462 (71.7%)	40 (62.5%)	197 (75.5%)	63 (55.3%)	18 (60%)
貯蓄	134 (17.2%)	315 (100%)	8 (18.6%)	2 (18.2%)	10 (7.2%)	188 (29.2%)	23 (35.9%)	68 (26.1%)	34 (29.8%)	2 (6.7%)
吉附・遊説	23 (2.9%)	8 (2.5%)	43 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	18 (2.8%)	6 (9.4%)	9 (3.4%)	8 (7%)	2 (6.7%)
納税	5 (0.6%)	2 (0.6%)	0 (0%)	11 (100%)	1 (0.7%)	6 (0.9%)	1 (1.6%)	2 (0.8%)	2 (1.8%)	0 (0%)
その他	29 (3.7%)	10 (3.2%)	0 (0%)	1 (9.1%)	139 (100%)	80 (12.4%)	5 (7.8%)	25 (9.6%)	27 (23.7%)	2 (6.7%)
合計	971 N=780	469 N=315	74 N=43	19 N=11	179 N=139	754 N=644	75 N=64	301 N=261	134 N=114	24 N=30
今回給付される「1人当たり10万円」という金額は、満足だと思いますか。										
満足	462 (59.2%)	188 (59.7%)	18 (41.9%)	6 (54.5%)	80 (57.6%)	644 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
多い	40 (5.1%)	23 (7.3%)	6 (14%)	1 (9.1%)	5 (3.6%)	0 (0%)	64 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
少ない	197 (25.3%)	68 (21.6%)	9 (20.9%)	2 (18.2%)	25 (18%)	0 (0%)	0 (0%)	261 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
その他	63 (8.1%)	34 (10.8%)	8 (18.6%)	2 (18.2%)	27 (19.4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	114 (100%)	0 (0%)
無回答	18 (2.3%)	2 (0.6%)	2 (4.7%)	0 (0%)	2 (1.4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	30 (100%)
合計	780 (100%)	315 (100%)	43 (100%)	11 (100%)	139 (100%)	644 (100%)	64 (100%)	261 (100%)	114 (100%)	30 (100%)

Ⅱ. 個人への緊急支援スキーム

1. 住居確保給付金の決定件数

仕事が減ったケース（回答者の12%程度）、収入が減少したケース（回答者の13%程度）では、実際に、要件が緩和された「住居確保給付金」や、事実上給付となった最大80万円までの生活資金の緊急貸付制度や、公共料金、税金の支払い猶予制度が生活支援の制度として拡充された（表13）。所得審査がある支援としては、生活保護、住居確保給付金、ひとり親への臨時特別給付金、緊急小口資金、総合支援資金などがある。

コロナ禍以前からある「住居確保給付金」という制度は、離職や廃業、休業等で収入が減って家賃を払うのが難しくなり、家を出ていかなければならなくなった人に向けて、一定期間、家賃相当額を支給する生活支援である。新型コロナウイルスの影響で収入が大きく減り、固定費の中でも大きな割合を占める家賃の支払いが難しくなる人が増えている状況を受けて、この「住居確保給付金」の対象が拡充された。

これまでの「住居確保給付金」の対象者は、離職・廃業後2年以内であることが条件であった。ところがコロナ禍の状況を踏まえ、上記に加えて2020年4月30日から対象要件が緩和された。現在は、会社から休むよう指示されるなどして収入が大幅に減った人も対象となっている。以前までは申請時にハローワークへの登録・求人申し込みが必要だったが、それも不要となった。制度の拡充によって申請のハードルが下がり、「住居確保給付金」の支援制度が利用しやすくなった。「住居確保給付金」の申請や相談は、住宅や仕事など生活全般の困りごとの相談窓口である自立相談支援機関で受け付けている。

要件が緩和された「住居確保給付金」の申請・受理件数は、コロナ禍が顕在化した2020年3月から5月ごろに、ともに急増した。4月から10月末までの支給件数は約11万件と、前年度約4千件の30倍程度に増えた。島根県では、2019年度の「住居確保給付金」の決定件数は年間5件であったのが、2020年度には11月末までに199件が決定された。全国を上回るペースで増えており

前年と比べ40倍程度の増加となった(表14)¹⁰⁾。

生活費のうち、家賃の占める割合は大きい。「住居確保給付金」は、新型コロナウイルスの影響で仕事がなくなってしまったり、減ってしまったりして収入が大きく減少してしまった人にとって、非常に役立つ支援となっている。

表13 個人や家族を対象とする国の経済支援スキーム(新型コロナ対応)

		A 現金給付		B 実物給付	C 支払い猶予・減免	D 無利子・無担保融資
		勤務先を通じての間接支援	個人/家庭への直接支援			
所得 審査	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当、休業手当 ・雇用調整助成金特例措置(上限1.5万円/日) ・新型コロナ対応休業支援金(賃金の8割、月額上限33万円) ・小学校休業等対応助成金/支援金(上限7500~15000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金(1人あたり10万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーシッター利用者支援(特例措置、割引券形式) 		
	あり		<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護 ・住居確保給付金(受給条件緩和最大62.8万円) ・子育て世帯への臨時特別給付金(児童1人につき1万円) ・ひとり親への臨時特別給付金(5万円~) 		<ul style="list-style-type: none"> ・税・社会保険料の免除や猶予(1年間) ・公共料金の免除や猶予 ・厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急小口資金・総合支援資金(最大80万円)

資料：厚労省資料より筆者作成。

表14 島根県の住居確保給付金 支給決定件数

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
2019年3月~2020年3月	2	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	5
2020年3月~2021年3月	0	22	95	36	18	6	11	8	3					199
増減	-2	21	95	36	18	6	10	6	3					

出所：島根県健康福祉部地域福祉課提供資料より作成

2. 生活福祉資金の特例貸付

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の感染拡大により経済活動が大きく影響をうける中、公的な経済支援策として、いち早く動いたのが、「住居確保給付金」とともに、生活福祉資金貸付制度による「緊急小口資金・総合支援資金（特例貸付）」である。

生活福祉資金貸付制度そのものは、戦後の民生児童委員による「世帯更生運動」に端を発する。1955年に制度化され、低所得世帯の「経済的自立と安定した生活」を目的に「相談と貸付」を手段として、都道府県社会福祉協議会を実施主体、区市町村社会福祉協議会を窓口民生児童委員とともに支援を行う第一種社会福祉事業として今に続いている¹¹⁾。

今回の「特例貸付」では、新型コロナの影響を受けた多くの人に、いち早く簡便な手続きで、感染防止を図りながら広く貸付を行う、という命題の中、通常とは異なる対応が求められた。緊急小口資金は、「休業等により収入の減少」とあるが、新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象になる。総合支援資金は、「収入の減少や失業等により」とあるが、新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象になる。いずれも貸付利子は無利子で、保証人は必要ない。通常の緊急小口資金や総合支援資金に比べて、要件がかなり緩和されている。今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除ができる。つまり償還時に住民税非課税世帯であれば80万円全額の返済が免除となり、貸付制度でありながら、給付制度となる¹²⁾。

「特例貸付」は、新型コロナの影響を受けて減収した世帯に対する支援策として、国の通知により、2020年3月25日から全国の社会福祉協議会で一斉に開始された。その後、4月7日に緊急事態宣言が発令され、急増する減収・失業者に対応するため、国による要件緩和や条件変更が立て続けに行われた。申請受付期間も2回延長され、1月16日時点速報値で、累計支給申請件数1,454,304件（前週比+10,024件）、累計支給決定件数1,424,950件（前週比+14,491件）、累計支給決定額5,721億円（前週比+74.3億円）と未曾有の規模となっている¹³⁾。

生活福祉資金貸付制度の「特例貸付」は、これまでも地震や風水害などの災害時に、国の通知により実施してきた。しかし、今回がこれまでと異なるのは、新型コロナの感染防止と殺到する申請数への対応、何よりいち早く現金を必要とするニーズに対応するため、途中から手続きの簡便化、郵送申請の導入、社会福祉協議会だけでなく労働金庫や郵便局での受付という対応を、順次行っていったことにある。

「特例貸付」の一時的な貸付で生活を立て直せる世帯もある一方、新たな福祉課題を抱える世帯もある。これらの世帯には、自立相談支援と一体的に働きかけをしていくことになる。また、今回コロナでこの生活福祉資金貸付制度をはじめて知った人や、社会福祉協議会で「お金を借りれる」ことをはじめて知った人も多かったであろう。社会福祉協議会の職員は、特例貸付の相談で、これまで生活福祉資金の相談では出会わなかった人とも出会うことになった。

島根県でも公的支援を求める人は急増した。「緊急小口資金」、「総合支援資金」など、「特例貸付」に、県内の個人事業主や休業者が殺到した。島根県の生活福祉資金の特例貸付は、前年比140倍となった。島根県社会福祉協議会によると、県内の12月20日時点の貸付申請件数は4,827件、申請金額は12億7千5百万円にのぼる（表15）。県内の貸付状況から雇用の影響や生活が苦しくなっている状況を見ると、製造業・運輸業・サービス業（飲食店）の特定事業所からの集団的な申請が見受けられる。特に貸付者の13%が「ひとり親世帯」、7%が「外国人住民の世帯」であることから、社会的弱者に雇用危機が集中していると思われる¹⁴⁾。

表15 島根県の生活福祉資金の特例貸付

	2020年3月20日～12月20日	2019年度
緊急小口資金	3589件 約6億6700万円	25件 約200万円
総合支援資金	1238件 6億800万円	10件 160万円

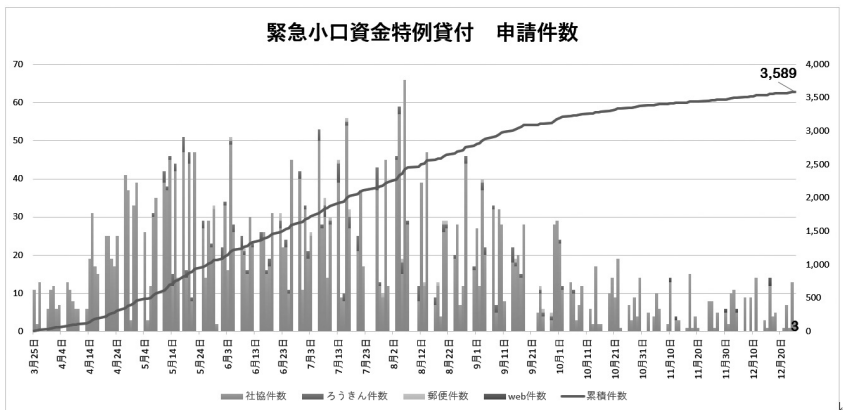
出所：島根県社会福祉協議会資料より作成

「住居確保給付金」と「生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金・総合支援資金）」などの申請・受理件数は、コロナ禍が顕在化した20年3月から5月ごろに、ともに急増し、緊急小口資金、総合支援資金ともに、11月には落ち着いてきたが、感染者数の増加とともに、12月になると再び増加に転じてきた。

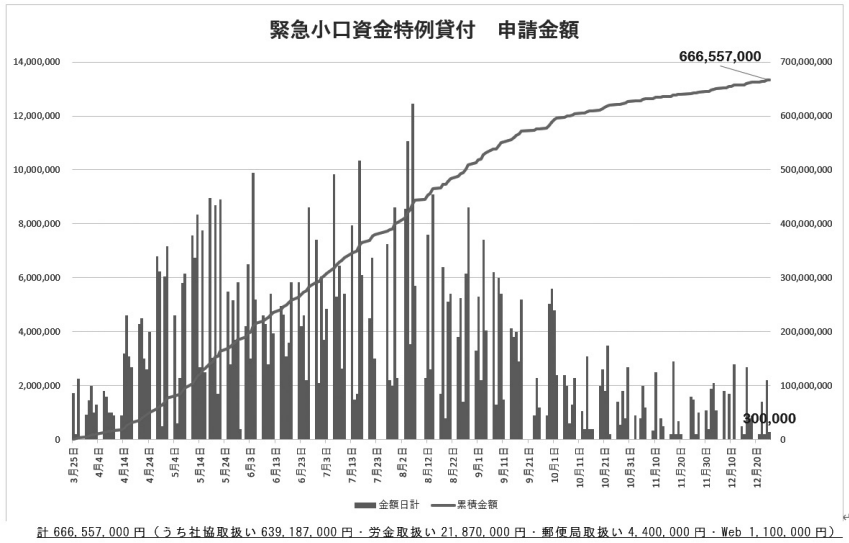
このようにみると、困窮世帯の支援について、一律10万円給付金の効果はスピード、家計に対する支援規模ともに限界があり、「いち早く現金を必要とするニーズ」に対しては、従来からの支援策の拡充の方が定額給付金よりも実効性は高かったことがうかがえる。

新型コロナウイルス感染症による特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）状況

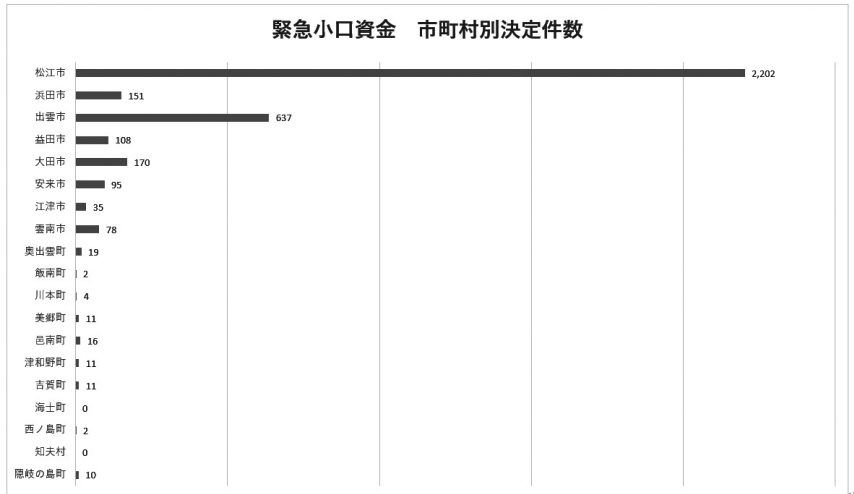
12/25 現在申請状況【緊急小口+総合（延長分含む）】 4,827件・1,274,108,000円



計 3,589 件（うち社協取扱 3,438 件・労金取扱 121 件・郵便局取扱 24 件・Web 6 件）



12 / 25 現在



Ⅲ. 島根県内で緊急支援が必要だった人

今回、島根県で緊急支援が本当に必要な人はどれくらいであったのか。要支援対象者は、①職を失った人、②休業状態になった人、③就業時間が急減した人、と考えられるため、島根労働局の雇用情勢の変動から大まかな総数を把握した。ただし、就業時間の変動については同調査から把握できないため、全体として少ない数の見積となっている。

1. 解雇された人

まず、解雇された人である。人員整理の状況を見ると、4月の人員整理実施事業所は68事業所、解雇者数は250人で、新型コロナウイルス流行前の1月と比べ事業者数、解雇者数ともに倍増した。5月以降は徐々に持ち直し、8月以降は流行前の状態に改善した。

4月の人員整理の状況の内訳を産業別にみると、「卸売・小売」が15事業所、「製造業」が10事業所、「医療・福祉」が8事業所などとなった。解雇者数250人の内訳は、「生活関連・娯楽」が68人、「宿泊・飲食」が39人、「医療・福祉」が27人などとなった¹⁵⁾。島根県内でも新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、娯楽や宿泊・飲食業などで事業の廃止や従業員の解雇が進んだ様子が見え始める。

表16 人員整理の状況

	令和2年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
事業所数	34	27	36	68	49	44	49	33	41	37	24
解雇者数(人)	105	119	118	250	163	94	155	87	89	85	63

出所：島根労働局「雇用情勢」より作成

表17 産業別人員整理の状況（令和2年4月）

	合計	農林 漁業	建設 業	製造 業	電気 ガス	情報 通信	運 輸	卸売 小売	金融 保険	学術 研究	宿泊 飲食	生活関連 娯楽	教 育	医療 福祉	サー ビス
事業所数	68	1	6	10	-	1	2	15	3	2	8	4	1	9	6
解雇者（人）	250	2	15	24	-	1	2	26	4	3	39	68	14	27	25

出所：島根労働局「雇用情勢」より作成

2. 失業した人

4月の雇用保険受給資格決定件数は1318件で、解雇者と同様に、新型コロナウイルス流行前の1月と比べ倍増した。解雇者を含む失業した人や退職した人は、4月と5月で2千人を超える規模となった¹⁶⁾。

表18 雇用保険の受給資格認定件数

	令和2年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
受給資格決定件数(件)	690	512	657	1318	965	765	624	665	657	730	550

出所：島根労働局「雇用情勢」より作成

3. 休業した人

次に、職を失わなかったものの、休業状態になった人である。今回のコロナ禍では、休業者が増えたことが特徴的な動きだった。事業者が、雇用調整助成金の休業補償率の引き上げを支えとして、雇用の維持を図った姿がうかがえる。島根県内で、事業所から休業命令が出された労働者は、4月は4455人、5月は7836人、6月は1905人にのぼり、失業者を大幅に上回った¹⁷⁾。

表19 雇用調整助成金休業等計画受理の状況

	令和2年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
計画受理件数(件)	11	10	23	181	443	72	12
対象労働者数(人)	403	552	447	4455	7836	1905	421

出所：島根労働局「雇用情勢」より作成

以上から、緊急支援が必要だった人の総数は、①4月、5月の失業者数2283人と、②4月、5月の休業者数12291人の計1万5千人と考えることができる。この人数は、感染拡大初期には見通せなかった数字ではあるが、就業者全体34万人に占める割合では4.4%であった。つまり、こうした緊急支援が必要だった人だけに給付対象を絞れていれば、より少ない予算で、本当に支援を必要とする人々により手厚い給付を行うことが可能であったことになる。

まとめ

2020年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、家計への支援策として事業費約13兆円を費やして特別定額給付金事業の実施が定められた。10万円給付金には、収入が激減した世帯への緊急支援策としての側面と同時に、個人消費を下支えする消費喚起効果も期待された。全員一律の給付となった背景には、支給の迅速化と併せて、消費喚起効果への期待もあったとみられる。しかし結論からいえば、緊急支援策としては、生活福祉資金貸付制度がその役割を果たすとともに、消費押し上げ効果も限定的にとどまった。

給付金の使途としては、3割程度が貯蓄に回ってしまい、せっかく給付したのに、特別定額給付金の3割程度はそのまま使われていないという結果であった。また、コロナ禍によって収入が減少した世帯などにおいては、所得保障としては不十分であるという声が多かった。こうした緊急支援が必要だった人は、島根県内では就業者数に占める割合が約5%弱の失業者や休業者であり、これらの緊急支援が必要な人だけに給付対象を絞れていれば、より少ない予算で、本当に支援を必要とする人々により手厚い給付を行うことが可能であったことになる。

コロナ感染拡大の影響が長引く中、雇用や所得保障に関する支援の拡充や追加の対策が必要に応じて柔軟に実施される必要がある。必要なのは、まず経済と雇用を守ることである。それでも解雇や休業などで生活が困窮する場合に、

暮らしが苦しい人に集中して現金給付することが必要である。

コロナ感染拡大の影響で労働者の雇用や暮らしの不安が心配されるなか、生活保障の在り方があらためて問われている。そこで、注目を集めている社会保障制度が、社会の完全な成員すべてに対して政府から必要な最低限のお金を給付する、「ベーシックインカム（基本所得：BI）」と呼ばれているアイデアである。コロナ禍の一律現金給付も1回限りの予定で「一時的なベーシックインカム」と位置づけられる。

ベーシックインカム（BI）が大きな議論に発展するきっかけとなったのが、新型コロナウイルスの感染拡大と、新型コロナ対策として政府が実施した一律10万円の特別定額給付金だ。支援が必要な人を選別して給付してきた「選別給付」を、いとも簡単に「全員給付」に覆したのだ。新型コロナのような危機はこれからも起こりうるが、緊急時には困っている人とそうでない人の区別が難しい。また、近年低所得世帯が増加していることもベーシックインカム議論の背景となっている。コロナ雇用危機を契機にベーシックインカムをはじめとする生活保障の在り方について、議論の高まりが期待される。

【注】

- 1) 新型コロナウイルス感染症関連情報：新型コロナが雇用・就業・失業に与える影響 国際比較統計
< <https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/covid-19/f/f01.html> >（2021年1月27日最終アクセス）
- 2) 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について
< <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000726389.pdf> >（2021年1月27日最終アクセス）
- 3) 「生活困窮」相談、3倍に急増…4～9月「コロナで失業や収入減に直面」（令和2年12月20日：読売新聞）
- 4) 同上
- 5) 総務省：特別定額給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）
< https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html >（2021年1月27日最終アクセス）
- 6) 日本総研：特別定額給付金の効果とコロナ禍での家計支援のあり方－急がれる対象を絞った支援策－

- < <https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/12324.pdf> > (2021年1月27日最終アクセス)
- 7) 同上
- 8) 東京商工リサーチは22日、第12回「新型コロナウイルスに関するアンケート」調査結果
- 9) 「新型コロナウイルス感染拡大と特別定額給付金に関する緊急アンケート調査」を連合島根と島根大学法文学部 宮本恭子が共同実施した。調査期間は、2020年6月15日(月)～6月30日(火)である。
- 10) 島根県健康福祉部地域福祉課提供資料による。
- 11) 東京都社会福祉協議会「福祉広報」№743
< <https://www.tcsw.tvac.or.jp/koho/documents/hukushikouhou202012.pdf> > (2021年1月27日最終アクセス)
- 12) 厚生労働省：暮らしや仕事の情報
< https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kurashiyashigoto.html#h3_2_1 > (2021年1月27日最終アクセス)
- 13) 同上
- 14) 島根県社会福祉協議会提供資料より作成
- 15) 島根労働局：島根の雇用情勢(令和2年11月分)
< <https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/content/contents/000779733.pdf> > (2021年1月27日最終アクセス)
- 16) 同上
- 17) 同上

【参考文献】

- 山森亮「コロナ危機下のベーシックインカムと最低所得保証(特集 一律現金給付を考える)『都市問題』112(1), 58-66, 2021-01、後藤・安田記念東京都市研究所
「週間展望 ベーシックインカム」『週刊社会保障』74 (3091), 37, 2020-10-12、法研
- 小方尚子「特別定額給付金の効果とコロナ禍での家計支援のあり方— 急がれる対象を絞った支援策 —」『Research Focus』日本総研
< <https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/12324.pdf> >
ブランド総合研究所「新型コロナウイルスに関する消費者調査」
< <https://news.tiiki.jp/articles/4504> >
- 三菱総合研究所政策・経済研究センター「特別定額給付金の消費押し上げ効果」
< <https://www.mri.co.jp/knowledge/insight/dep/2020/dia6ou0000027ub0-att/dep20200804.pdf> >